

○衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(公職選挙法の一部改正) 第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。 第四条第一項中「四百八十人」を「四百七十五人」に、「三百人」を「二百九十五人」に改める。 附則第八項を削る。 別表第一を次のように改める。 別表第一(第十三条関係) 北海道 第一区 札幌市 中央区 南区 西区 第二区 札幌市 北区 東区 第三区	(公職選挙法の一部改正) 第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。 第四条第一項中「四百八十人」を「四百七十五人」に、「三百人」を「二百九十五人」に改める。 第十三条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第一」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改める。 附則第八項を削る。 別表第一を次のように改める。 別表第一 削除

札幌市

白石区

豊平区

清田区

第四区

札幌市

手稲区

小樽市

北海道後志総合振興局管内

第五区

札幌市

厚別区

江別市

千歳市

恵庭市

北広島市

石狩市

第六区

旭川市

士別市

名寄市

富良野市

北海道上川総合振興局管内

鷹栖町

東神楽町

当麻町

比布町

愛別町

上川町

東川町

美瑛町

上富良野町

中富良野町

南富良野町

占冠村

和寒町

剣淵町

下川町

美深町

音威子府村

中川町

第七区

釧路市

根室市

北海道釧路総合振興局管内

北海道根室振興局管内

第八区

函館市

北斗市

北海道渡島総合振興局管内

北海道檜山振興局管内

第九区

室蘭市

苫小牧市

登別市

伊達市

北海道胆振総合振興局管内

北海道日高振興局管内

第十区

夕張市

岩見沢市

留萌市

美唄市

芦別市

赤平市

三笠市

滝川市

砂川市

歌志内市

深川市

北海道空知総合振興局管内

北海道上川総合振興局管内

幌加内町

北海道留萌振興局管内

北海道宗谷総合振興局管内

幌延町

第十一区

帯広市

北海道十勝総合振興局管内

第十二区

北見市

網走市

稚内市

紋別市

北海道宗谷総合振興局管内

猿払村

五戸町	三戸郡	下北郡	上北郡	むつ市	三沢市	十和田市	第二区	北津軽郡	東津軽郡	五所川原市	野内支所管内	後潟支所管内	原別支所管内	奥内支所管内	浜館支所管内	横内支所管内	本庁管内	青森市	第一区	青森県	北海道オホーツク総合振興局管内	利尻富士町	利尻町	礼文町	豊富町	枝幸町	中頓別町	浜頓別町
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-----	-----	-----	-----------------	-------	-----	-----	-----	-----	------	------

第三区

八戸市

三戸郡

三戸町

田子町

南部町

階上町

新郷村

第四区

青森市

第一区に属しない区域

弘前市

黒石市

つがる市

平川市

西津軽郡

中津軽郡

南津軽郡

第一区

岩手県

盛岡市

本庁管内

盛岡市役所青山支所管内

盛岡市役所築川支所管内

盛岡市役所太田支所管内

盛岡市役所都南総合支所管内

紫波郡

第二区

盛岡市

第一区に属しない区域

宮古市

久慈市

二戸市

八幡平市

岩手郡

下閉伊郡

岩泉町

田野畑村

普代村

九戸郡

二戸郡

第三区

大船渡市

遠野市

一関市

陸前高田市

釜石市

西磐井郡

気仙郡

上閉伊郡

下閉伊郡

山田町

第四区

花巻市

北上市

奥州市

和賀郡

東松島市	石巻市	第五区	加美郡	黒川郡	宮城郡	多賀城市	塩竈市	第四区	亘理郡	伊具郡	柴田郡	刈田郡	岩沼市	角田市	名取市	白石市	第三区	泉区	若林区	宮城野区	仙台市	第二区	太白区	青葉区	仙台市	第一区	宮城郡	胆沢郡
------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

大崎市

大崎市松山総合支所管内

大崎市三本木総合支所管内

大崎市鹿島台総合支所管内

大崎市田尻総合支所管内

遠田郡

牡鹿郡

第六区

気仙沼市

登米市

栗原市

大崎市

本吉郡

秋田県

第五区に属しない区域

秋田県

第二区

能代市

大館市

男鹿市

鹿角市

潟上市

北秋田市

鹿角郡

北秋田郡

山本郡

第三区

南秋田郡

酒田市	鶴岡市	第三区	西置賜郡	東置賜郡	北村山郡	西村山郡	南陽市	尾花沢市	東根市	長井市	村山市	寒河江市	米沢市	第二区	東村山郡	天童市	上山市	山形市	第一区	山形県	雄勝郡	仙北郡	仙北市	にかほ市	大仙市	由利本荘市	湯沢市	横手市

喜多方市	会津若松市	第四区		田村郡	石川郡	東白川郡	西白河郡	岩瀬郡	田村市	須賀川市	白河市	第三区		安達郡	本宮市	二本松市	郡山市	第二区		相馬郡	伊達郡	伊達市	南相馬市	相馬市	福島市	第一区		福島県	鮎海郡	東田川郡	最上郡	新庄市

南会津郡

耶麻郡

河沼郡

大沼郡

第五区

いわき市

双葉郡

茨城県

第一区

水戸市

本庁管内

水戸市役所赤塚出張所管内

水戸市役所常澄出張所管内

下妻市

下妻、長塚、砂沼新田、坂本新田、大木新田、石の宮、堀籠、坂井、比毛、横根、平川戸、北大宝、大宝、大串、平沼、福田、下木戸、神明、若柳、下宮、数須、筑波島、下田、中郷、黒駒、江、平方、尻手、渋井、桐ヶ瀬、前河原、赤須、柴、半谷、大木、南原、上野、関本下、袋畑、古沢、小島、二本紀、今泉、中居指、新堀、加養、亀崎、樋橋、肘谷、山尻、谷田部、柳原、安食、高道祖、本城町一丁目、本城町二丁目、本城町三丁目、小野子町一丁目、小野子町二丁目、本宿町一丁目、本宿町二丁目、田町一丁目、田町二丁目

笠間市

笠間市役所笠間支所管内

常陸大宮市

御前山総合支所管内

筑西市

桜川市

東茨城郡

城里町

第二区

水戸市

第一区に属しない区域

笠間市

第一区に属しない区域

鹿嶋市

潮来市

神栖市

行方市

鉾田市

小美玉市

本庁管内
小美玉市役所小川総合支所管内

東茨城郡

茨城町

大洗町

第三区

龍ヶ崎市

取手市

牛久市

守谷市

稲敷市

稲敷郡

北相馬郡

第四区

常陸太田市

ひたちなか市

常陸大宮市

第一区に属しない区域

那珂市

久慈郡

第五区

日立市

高萩市

北茨城市

那珂郡

第六区

土浦市

石岡市

つくば市

かすみがうら市

つくばみらい市

小美玉市

第七区

古河市

結城市

下妻市

第一区に属しない区域

常総市

坂東市

結城郡

猿島郡

第一区

宇都宮市

本庁管内

宇都宮市平石地区市民センター管内

宇都宮市清原地区市民センター管内

宇都宮市横川地区市民センター管内

宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内

宇都宮市城山地区市民センター管内

宇都宮市国本地区市民センター管内

宇都宮市富屋地区市民センター管内

宇都宮市豊郷地区市民センター管内

宇都宮市篠井地区市民センター管内

宇都宮市姿川地区市民センター管内

宇都宮市雀宮地区市民センター管内

宇都宮市役所宝木出張所管内

宇都宮市役所陽南出張所管内

下野市

薬師寺、成田、町田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、本吉

田、別当河原、下吉田、磯部、中川島、上川島、上吉田、三

王山、絹板、花田、下坪山、上坪山、東根、祇園一丁目、祇

園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目

、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目

河内郡

第二区

宇都宮市

第一区に属しない区域

栃木市

西方町

鹿沼市

日光市

さくら市

塩谷郡

第三区

大田原市

矢板市

那須塩原市

那須烏山市

那須郡

第四区

栃木市

大平町

藤岡町

都賀町

小山市

真岡市

下野市

第一区に属しない区域

芳賀郡

下都賀郡

第五区

足利市

栃木市

第二区及び第四区に属しない区域

佐野市

第一区

前橋市

桐生市

新里支所管内

黒保根支所管内

沼田市
渋川市

渋川市赤城総合支所管内
渋川市北橋総合支所管内
みどり市

みどり市東支所管内
利根郡

第二区
桐生市

第一区に属しない区域
伊勢崎市
太田市

藪塚町、山之神町、寄合町、大原町、六千石町、大久保町
みどり市

第一区に属しない区域
佐波郡

第三区
太田市

第二区に属しない区域
館林市
邑楽郡

第四区
高崎市

本庁管内
高崎市新町支所管内
高崎市吉井支所管内

藤岡市
多野郡

第五区

高崎	市	第四区に属しない区域	渋川	市	第一区に属しない区域	富岡	市	安中	市	北群馬	郡	甘楽	郡	吾妻	郡	埼玉	県	第一区	さいたま	市	見沼	区	浦和	区	緑	区	岩槻	区	第二区	川口	市	第三区	草加	市	越谷	市	第四区	朝霞	市	志木	市	和光	市	新座	市	第五区	さいたま	市	西	区
----	---	------------	----	---	------------	----	---	----	---	-----	---	----	---	----	---	----	---	-----	------	---	----	---	----	---	---	---	----	---	-----	----	---	-----	----	---	----	---	-----	----	---	----	---	----	---	----	---	-----	------	---	---	---

越生町

第十区

東松山市

坂戸市

鶴ヶ島市

比企郡

第十一区

熊谷市

熊谷市役所江南行政センター管内

秩父市

本庄市

深谷市

秩父郡

児玉郡

第十二区

大里郡

熊谷市

熊谷市

行田市

加須市

羽生市

鴻巣市

第十三区

春日部市

赤沼、一ノ割、一ノ割二丁目、一ノ割三丁目、一ノ割四丁目、牛島、内牧、梅田、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田本町一丁目、梅田本町二丁目、大枝、大沼一丁目、大沼二丁目、大沼三丁目、大沼四丁目、大沼五

丁目、大沼六丁目、大沼七丁目、大場、大畑、粕壁、粕壁一丁目、粕壁二丁目、粕壁三丁目、粕壁四丁目、粕壁東一丁目、粕壁東二丁目、粕壁東三丁目、粕壁東四丁目、粕壁東五丁目、粕壁東六丁目、上大増新田、上蛭田、小渕、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、下大増新田、下蛭田、新川、薄谷、千間一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、銚子口、道口蛭田、道順川戸、豊野町一丁目、豊野町二丁目、豊野町三丁目、武里中野、新方袋、西八木崎一丁目、西八木崎二丁目、西八木崎三丁目、八丁目、花積、浜川戸一丁目、浜川戸二丁目、樋掘、樋籠、備後西一丁目、備後西二丁目、備後西三丁目、備後西四丁目、備後西五丁目、備後東一丁目、備後東二丁目、備後東三丁目、備後東四丁目、備後東五丁目、備後東六丁目、備後東七丁目、備後東八丁目、藤塚、不動院野、本田町一丁目、本田町二丁目、増富、増戸、増田新田、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目、緑町六丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南栄町、南中曽根、八木崎町、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原新田、豊町一丁目、豊町二丁目、豊町三丁目、豊町四丁目、豊町五丁目、豊町六丁目、六軒町

久喜市

本庁管内

久喜市菖蒲総合支所管内

蓮田市

白岡市

南埼玉郡

第十四区

春日部市

市	原	市	緑	区	千	葉	市	第	三	区	八	千	代	市	習	志	野	市	花	見	川	区	千	葉	市	第	二	区	美	浜	区	稲	毛	区	中	央	区	千	葉	市	第	一	区	千	葉	県	戸	田	市	蕨	市	南	区	桜	区	さい	たま	市	第	十	五	区	北	葛	飾	郡	吉	川	市	幸	手	市	三	郷	市	八	潮	市	久	喜	市	第	十	三	区	に	属	し	な	い	区	域
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第四区

船橋市

本庁管内

船橋市二宮出張所管内

船橋市芝山出張所管内

船橋市高根台出張所管内

船橋市習志野台出張所管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第五区

市川市

本庁管内

市川一丁目、市川二丁目、市川三丁目、市川南一丁目、市川南二丁目、市川南三丁目、市川南四丁目、市川南五丁目、真間一丁目、真間二丁目、真間三丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目、平田一丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大洲一丁目、大洲二丁目、大洲三丁目、大洲四丁目、大和田一丁目、大和田二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、東大和田一丁目、東大和田二丁目、稲荷木一丁目、稲荷木二丁目、稲荷木三丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、南八幡一丁目、南八幡二丁目、南八幡三丁目、南八幡四丁目、南八幡五丁目、菅野一丁目、菅野二丁目、菅野三丁目、菅野四丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、東菅野一丁目、東菅野二丁目、東菅野三丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目

、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、東浜一丁目、田尻、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻四丁目、田尻五丁目、高谷、高谷一丁目、高谷二丁目、高谷三丁目、高谷新町、原木、原木一丁目、原木二丁目、原木三丁目、原木四丁目、二俣、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣新町、上妙典、行徳支所管内

浦安市

第六区

市川市

第五区に属しない区域

松戸市

本庁管内

常盤平支所管内

六実支所管内

矢切支所管内

東部支所管内

第七区

松戸市

第六区に属しない区域

野田市

流山市

第八区

柏市

本庁管内

田中出張所管内

増尾出張所管内

富勢出張所管内

光ヶ丘出張所管内

豊四季台出張所管内

南部出張所管内

西原出張所管内

松葉出張所管内

藤心出張所管内

柏駅前行政サービスセンター管内

我孫子市

第九区

千葉市

若葉区

佐倉市

四街道市

八街市

第十区

銚子市

成田市

旭市

匝瑳市

香取市

香取郡

山武郡

横芝光町

篠本、新井、宝米、市野原、二又、小川台、台、傍示戸、

富下、虫生、小田部、母子、芝崎、芝崎南、宮川、谷中、

目篠、上原、原方、木戸、尾垂イ、尾垂ロ、篠本根切

第十一区

茂原市

東金市

勝浦市

山武市	いすみ市	大網白里市	山武郡	九十九里町	芝山町	横芝光町	第十区に属しない区域		長生郡	夷隅郡	第十二区		館山市	木更津市	鴨川市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	南房総市	安房郡	第十三区		船橋市	第四区に属しない区域		柏市	第八区に属しない区域		鎌ヶ谷市	印西市	白井市	富里市	印旛郡
-----	------	-------	-----	-------	-----	------	------------	--	-----	-----	------	--	-----	------	-----	-----	-----	------	------	-----	------	--	-----	------------	--	----	------------	--	------	-----	-----	-----	-----

東京都

第一区

千代田区

港区

新宿区

第二区

中央区

文京区

台東区

第三区

品川区

大田区

大田区嶺町特別出張所管内

大田区田園調布特別出張所管内

大田区鵜の木特別出張所管内

大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目に属する区域を除く。）

大田区雪谷特別出張所管内

大田区千束特別出張所管内

大田区矢口特別出張所管内（千鳥一丁目、千鳥二丁目及び千鳥三丁目に属する区域に限る。）

大島支庁管内

三宅支庁管内

八丈支庁管内

小笠原支庁管内

第四区

大田区

第三区に属しない区域

第五区

目黒区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区等々力出張所管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内

世田谷区用賀出張所管内

世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

第七区

渋谷区

中野区

第八区

杉並区

第九区

練馬区

豊玉上二丁目、豊玉中一丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目

、豊玉中四丁目、豊玉南一丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目

目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六

丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村南一丁目

、中村南二丁目、中村南三丁目、中村北一丁目、中村北二丁目

目、中村北三丁目、中村北四丁目、練馬一丁目、練馬二丁目

、練馬三丁目、練馬四丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山

三丁目、向山四丁目、貫井一丁目、貫井二丁目、貫井三丁目

、貫井四丁目、貫井五丁目、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、春日町四丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目、高松四丁目、高松五丁目、高松六丁目、田柄三丁目（十四番から三十番までを除く。）、田柄五丁目（二十一番から二十八番までを除く。）、光が丘二丁目、光が丘三丁目、光が丘四丁目、光が丘五丁目、光が丘六丁目、光が丘七丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁

目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

第十区

豊島区

練馬区

第九区に属しない区域

第十一区

板橋区

第十二区

北区

足立区

入谷町、入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、扇一丁目、扇二丁目、扇三丁目、興野一丁目、興野二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人公園、舎人町、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町二丁目、西新井本町三丁目、西新井本町四丁目、西新井本町五丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、本木北町、本木西

町、本木東町、本木南町、本木一丁目、本木二丁目、谷在家
二丁目、谷在家三丁目

第十三区

足立区

第十二区に属しない区域

第十四区

墨田区

荒川区

第十五区

江東区

第十六区

江戸川区

本庁管内（上一色三丁目に属する区域を除く。）

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区葛西事務所管内

江戸川区東部事務所管内

江戸川区鹿骨事務所管内

第十七区

葛飾区

江戸川区

第十六区に属しない区域

第十八区

武蔵野市

府中市

小金井市

第十九区

小平市

国分寺市

国立市

第二十区

東大和市

東久留米市

第二十一區

昭島市

第二十二区

調布市

稻城市

第二十三区

多摩市

第二十四区

第二十五区

福生市

あきる野市

神奈川県

第一区

第七区	旭区	保土ヶ谷区	横浜市	第六区	瀬谷区	泉区	戸塚区	横浜市	第五区	三浦郡	逗子市	鎌倉市	栄区	横浜市	第四区	神奈川区	鶴見区	横浜市	第三区	港南区	南区	西区	横浜市	第二区	金沢区	磯子区	中区	横浜市
-----	----	-------	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	----	-----

横 浜 市

港 北 区

都 筑 区

第 八 区

横 浜 市

緑 区

青 葉 区

第 九 区

川 崎 市

多 摩 区

麻 生 区

第 十 区

川 崎 市

川 崎 区

幸 区

中 原 区

新丸子町、新丸子東一丁目、新丸子東二丁目、新丸子東三丁目、丸子通一丁目、丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町一丁目、小杉町二丁目、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町一丁目、小杉陣屋町二丁目、等々力、木月一丁目、木月二丁目、木月三丁目、木月四丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、荏宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井、今井西町、井田一丁目、井田二丁目、井田三丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉

第 十 一 区

横 須 賀 市

三浦市

第十二区

藤沢市

高座郡

第十三区

大和市

海老名市

座間市

綾瀬市

第十四区

相模原市

緑区

相原、相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西橋本三丁目、西橋本四丁目、西橋本五丁目、二本松一丁目、二本松二丁目、二本松三丁目、二本松四丁目、橋本一丁目、橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、橋本六丁目、橋本七丁目、橋本八丁目、橋本台一丁目、橋本台二丁目、橋本台三丁目、橋本台四丁目、東橋本一丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、元橋本町

中央区

南区

旭町、鵜野森一丁目、鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴

間本町三丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、古淵一丁目、古淵二丁目、古淵三丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相南一丁目、相南二丁目、相南三丁目、相南四丁目、西大沼一丁目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大沼四丁目、東林間一丁目、東林間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、東林間八丁目、文京一丁目、文京二丁目、松が枝町、御園一丁目、御園二丁目、御園三丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若松五丁目、若松六丁目

第十五区

平塚市

茅ヶ崎市

中郡

第十六区

相模原市

緑区

第十四区に属しない区域

南区

第十四区に属しない区域

厚木市

伊勢原市

愛甲郡

第十七区

小田原市

秦野市

南足柄市

足柄上郡

足柄下郡

第十八区

川崎市

中原区

第十区に属しない区域

高津区

宮前区

新潟県

第一区

新潟市

北区

本庁管内（細山に属する区域に限る。）

北区役所北出張所管内（すみれ野四丁目に属する区域を除く。）

東区

本庁管内

東区役所石山出張所管内（亀田中島四丁目に属する区域を除く。）

中央区

本庁管内

中央区役所東出張所管内

中央区役所南出張所管内（鶉ノ子及び亀田早通に属する区域を除く。）

江南区

本庁管内

天野、天野一丁目、天野二丁目、天野三丁目、栗山、姥ケ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久蔵興野、蔵岡、酒屋町、笹山、三百地、鐘木、清五郎、曾川、楚川、曾野木一丁目、曾野木二丁目、太右エ門新田、俵柳、直り山、長潟、中野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山、丸潟新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、両川一丁目、両川二丁目、和田、割野

南区

本庁管内（天野に属する区域に限る。）

西区

本庁管内

西区役所西出張所管内（四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属する区域を除く。）

西区役所黒埼出張所管内

第二区

新潟市

南区

南区役所味方出張所管内

南区役所月潟出張所管内

西区

第一区に属しない区域

西蒲区

長岡市

本庁管内（西津町に属する区域のうち、平成十七年三月三十一日において三島郡越路町の区域であつた区域に限る。）

長岡市越路支所管内

長岡市三島支所管内

長岡市小国支所管内

長岡市和島支所管内
長岡市寺泊支所管内
長岡市与板支所管内

柏崎市

燕市

佐渡市

西蒲原郡

三島郡

刈羽郡

第三区

新潟市

北区

本庁管内（細山、小杉、十二前及び横越に属する区域を除く。）

北区役所北出張所管内（すみれ野四丁目に属する区域に限る。）

新発田市

村上市

五泉市

阿賀野市

胎内市

北蒲原郡

東蒲原郡

岩船郡

第四区

新潟市

北区

第一区及び第三区に属しない区域

東区

第一区に属しない区域
中央区

第一区に属しない区域

江南区

第一区に属しない区域

秋葉区

南区

第一区及び第二区に属しない区域

長岡市

長岡市中之島支所管内（押切川原町に属する区域のうち、平成十七年三月三十一日において長岡市の区域であつた区域を除く。）

長岡市栃尾支所管内

三条市

加茂市

見附市

南蒲原郡

第五区

長岡市

第二区及び第四区に属しない区域

小千谷市

魚沼市

南魚沼市

南魚沼郡

第六区

十日町市

糸魚川市

妙高市

上越市

中魚沼郡

第一区

富山県

富山市

本庁管内

第二区

富山市

第一区に属しない区域

魚津市

滑川市

黒部市

中新川郡

下新川郡

第三区

高岡市

氷見市

砺波市

小矢部市

南砺市

射水市

石川県

第一区

金沢市

第二区

小松市

加賀市

白山市

能美市

野々市市

第 二 区										第 一 区										第 三 区									
大	三	丹	南	今	越	鯖	小	敦	吉	坂	あ	勝	大	福	鳳	鹿	羽	河	か	羽	珠	輪	七	能					
飯	方	生	条	立	前	江	浜	賀	田	井	わ	山	野	井	珠	島	咋	北	ほ	咋	洲	島	尾	美					
郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市	市	郡	市	市	市	市	市	郡	郡	郡	郡	市	市	市	市	市	郡					
										福 井 県																			

三方上中郡

山梨県

第一区

甲府市

韮崎市

南アルプス市

北杜市

甲斐市

中央市

西八代郡

南巨摩郡

中巨摩郡

第二区

富士吉田市

都留市

山梨市

大月市

笛吹市

上野原市

甲州市

南都留郡

北都留郡

第一区

長野市

本庁管内

長野市篠ノ井支所管内

長野市松代支所管内

長野市若穂支所管内

長野市川中島支所管内	長野市更北支所管内	長野市七二会支所管内	長野市信更支所管内	長野市古里支所管内	長野市柳原支所管内	長野市浅川支所管内	長野市大豆島支所管内	長野市朝陽支所管内	長野市若槻支所管内	長野市長沼支所管内	長野市安茂里支所管内	長野市小田切支所管内	長野市芋井支所管内	長野市芹田支所管内	長野市古牧支所管内	長野市三輪支所管内	長野市吉田支所管内	須坂市	中野市	飯山市	上高井郡	下高井郡	下水内郡	第二区	長野市	第一区に属しない区域	松本市	大町市
------------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	------------	-----	-----

第一区																																							
	岐阜県	下伊那郡	上伊那郡	駒ヶ根市	伊那市	飯田市	第五区					木曾郡	諏訪郡	塩尻市	茅野市	諏訪市	岡谷市	第四区					埴科郡	小県郡	北佐久郡	南佐久郡	東御市	千曲市	佐久市	小諸市	上田市	第三区					上水内郡	北安曇郡	東筑摩郡

岐阜市

本庁管内

岐阜市役所西部事務所管内

岐阜市役所東部事務所管内

岐阜市役所北部事務所管内

岐阜市役所南部東事務所管内

岐阜市役所南部西事務所管内

岐阜市役所日光事務所管内

第二区

大垣市

海津市

養老郡

不破郡

安八郡

揖斐郡

第三区

岐阜市

第一区に属しない区域

関市

美濃市

羽島市

各務原市

山県市

瑞穂市

本巣市

羽島郡

本巣郡

第四区

高山市

美濃加茂市

可児市

飛驒市

郡上市

下呂市

加茂郡

可児郡

大野郡

第五区

多治見市

中津川市

瑞浪市

恵那市

土岐市

静岡県

第一区

静岡市

葵区

本庁管内（瀬名川三丁目（五番二十五号及び五番五十号から五番五十九号までに限る。）に属する区域を除く。）

葵区役所井川支所管内

駿河区

本庁管内（谷田に属する区域のうち、平成十五年三月三十一日において清水市の区域であつた区域を除く。）

駿河区役所長田支所管内

清水区

本庁管内（楠（六百九十四番地一及び六百九十四番地三に限る。）に属する区域に限る。）

第二区

島田市

焼津市

藤枝市

御前崎市

御前崎支所管内

牧之原市

榛原郡

第三区

浜松市

天竜区

春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平

、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松

下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越

木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉

、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春

野町石切、春野町小俣京丸

磐田市

掛川市

袋井市

御前崎市

第二区に属しない区域

菊川市

周智郡

第四区

静岡市

葵区

第一区に属しない区域

駿河区

第一区に属しない区域

清水区

第一区に属しない区域

富士宮市

富士市

木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野

台二丁目

第五区

三島市

富士市

第四区に属しない区域

御殿場市

裾野市

伊豆の国市

本庁管内

田方郡

駿東郡

第六区

小山町

沼津市

熱海市

伊東市

下田市

伊豆市

伊豆の国市

第五区に属しない区域

賀茂郡

駿東郡

清水町

長泉町

第七区

浜松市

中区 (西丘町及び花川町に属する区域に限る。)

西区

南区 (高塚町、増楽町、若林町及び東若林町に属する区域に限る。)

北区

浜北区

天竜区

第三区に属しない区域

湖西市

第八区

浜松市

中区

第七区に属しない区域

東区

南区

第七区に属しない区域

愛知県

第一区

名古屋市

東区

北区

西区

中区

第二区

名古屋市

千種区

守山区

The diagram illustrates the administrative divisions of Japan, categorized into three main regions:

- 第三区 (Third Region):** 名東市 (Nagao City), 名古屋市 (Nagoya City), 昭和区 (Shōwa-ku), 緑区 (Ryō-ku), 天白区 (Tenpaku-ku).
- 第四区 (Fourth Region):** 名古屋市 (Nagoya City), 瑞穂区 (Suishō-ku), 熱田区 (Netsu-ku), 港区 (Minato-ku), 南区 (Minami-ku).
- 第五区 (Fifth Region):** 名古屋市 (Nagoya City), 中川区 (Nakagawa-ku), 中村区 (Nakamura-ku), 清須市 (Kiyosumi City), 北名古屋市 (Kita-Nagoya City), 西春日井郡 (Nishishirayama-gun), 春日井市 (Kasugai City), 犬山市 (Inuyama City), 小牧市 (Komaki City).

Below the Fifth Region, a separate list of cities and towns is provided, including:

- 瀬戸市 (Seto City), 大府市 (Ōfu City), 尾張旭市 (Ōwari-Asahi City), 豊明市 (Toyōmei City), 日進市 (Hisatsugu City).

長久手市
愛知郡

第八区

半田市

常滑市

東海市

知多市

知多郡

第九区

一宮市

本庁管内

起、開明、上祖父江、北今、小信中島、三条、玉野、富田

、西五城、西中野、西中野番外、西萩原、蓮池、東五城、

東加賀野井、明地、祐久、竈屋一丁目、竈屋二丁目、竈屋

三丁目、竈屋四丁目、竈屋五丁目

津島市

稲沢市

愛西市

弥富市

あま市

海部郡

第十区

一宮市

第九区に属しない区域

江南市

岩倉市

丹羽郡

第十一区

豊田市

旭地域自治区

足助地域自治区

小原地域自治区

上郷地域自治区

挙母地域自治区

猿投地域自治区

下山地域自治区

高岡地域自治区

高橋地域自治区

藤岡地域自治区

松平地域自治区

みよし市

第十二区

岡崎市

西尾市

額田郡

第十三区

碧南市

刈谷市

安城市

知立市

高浜市

第十四区

豊川市

豊田市

第十一区に属しない区域

蒲郡市

新城市

北設楽郡

第十五区

豊橋市

田原市

三重県

第一区

津市

本庁管内

津市河芸総合支所管内

津市芸濃総合支所管内

津市美里総合支所管内

津市安濃総合支所管内

津市高野尾出張所管内

津市大里出張所管内

津市一身田出張所管内

津市白塚出張所管内

津市栗真出張所管内

津市安東出張所管内

津市櫛形出張所管内

津市片田出張所管内

津市神戸出張所管内

津市藤水出張所管内

津市高茶屋出張所管内

津市雲出出張所管内

名張市

伊賀市

第二区

四日市市

四日市市常磐地区市民センター管内

四日市市四郷地区市民センター管内	四日市市内部地区市民センター管内	四日市市塩浜地区市民センター管内	四日市市小山田地区市民センター管内	四日市市川島地区市民センター管内	四日市市桜地区市民センター管内	四日市市河原田地区市民センター管内	四日市市水沢地区市民センター管内	四日市市中部地区市民センター管内	四日市市楠総合支所管内	鈴鹿市	亀山市
第三区											
四日市市	第二区に属しない区域										
桑名市	いなべ市	桑名郡	員弁郡	三重郡	第四区						
津市	第一区に属しない区域										
松阪市	多気郡	第五区									
伊勢市	尾鷲市	鳥羽市									

第二区に属しない区域	東近江市	湖 南 市	甲 賀 市	近江八幡市	第 四 区	野 洲 市	栗 東 市	守 山 市	草 津 市	第 三 区	犬 上 郡	愛 知 郡	米 原 市	東近江市湖東支所管内	東近江市愛東支所管内	東近江市	長 浜 市	彦 根 市	第 二 区	高 島 市	大 津 市	第 一 区	滋 賀 県	南 牟 婁 郡	北 牟 婁 郡	度 会 郡	志 摩 市	熊 野 市

福知山市	第五区	船井郡	南丹市	亀岡市	西京区	右京区	京都市	第四区	乙訓郡	長岡京市	向日市	伏見区	京都市	第三区	山科区	東山区	左京区	京都市	第二区	南区	下京区	中京区	上京区	北区	京都市	第一区	京都府	蒲生郡

第三区	平野区	東住吉区	阿倍野区	大阪市	第二区	生野区	浪速区	天王寺区	港区	西区	中央区	大阪市	第一区	大阪府	相楽郡	綴喜郡	久世郡	木津川市	京田辺市	八幡市	城陽市	宇治市	第六区	与謝郡	京丹後市	宮津市	綾部市	舞鶴市
-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	------	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

豊中市	第八区	摂津市	吹田市	第七区	門真市	守口市	鶴見区	旭区	大阪市	第六区	東淀川区	淀川区	西淀川区	此花区	大阪市	第五区	城東区	東成区	福島区	都島区	北区	大阪市	第四区	西成区	住吉区	住之江区	大正区	大阪市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----

第九区

池田市

茨木市

箕面市

豐能郡

第十區

高機市

三島郡

第十一區

交野市

第十二区

寝屋川市

大東市

四條畷市

第十三区

東大阪市

第十四区

八尾市

柏原市

羽曳野市

藤井寺市

第十五區

美原区 市

美原区

富田村市
可内長野市

松原市

大阪狭山市

中央区	灘区	東灘区	神戸市	第一区	兵庫県	泉南郡	阪南市	泉南市	泉佐野市	貝塚市	第十九区	泉北郡	高石市	和泉市	泉大津市	岸和田市	第十八区	南区	西区	中区	堺市	第十七区	北区	東区	堺区	堺市	第十六区	南河内郡
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	------	------	------	----	----	----	----	------	----	----	----	----	------	------

伊丹市	第六区		美方郡	川辺郡	朝来市	丹波市	養父市	篠山市	三田市	豊岡市	第五区		多可郡	加東市	加西市	小野市	三木市	西脇市	西區	神戸市	第四区		垂水区	須磨区	神戸市	第三区		長田区	北区	兵庫区	神戸市	第二区	

宝塚市

川西市

第七区

西宮市

芦屋市

第八区

尼崎市

第九区

明石市

洲本市

南あわじ市

淡路市

第十区

加古川市

高砂市

加古郡

第十一区

姫路市

相野、青山、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四

丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山北一丁目、青山北二丁

目、青山北三丁目、青山西一丁目、青山西二丁目、青山西三

丁目、青山西四丁目、青山西五丁目、青山南一丁目、青山南

二丁目、青山南三丁目、青山南四丁目、朝日町、阿保、網干

区網干浜、網干区大江島、網干区大江島寺前町、網干区大江

島古川町、網干区興浜、網干区垣内北町、網干区垣内中町、

網干区垣内西町、網干区垣内東町、網干区垣内本町、網干区

垣内南町、網干区北新在家、網干区坂出、網干区坂上、網干

区新在家、網干区田井、網干区高田、網干区津市場、網干区

浜田、網干区福井、網干区宮内、網干区余子浜、網干区和久

、嵐山町、飯田、飯田一丁目、飯田二丁目、飯田三丁目、生野町、石倉、市川台一丁目、市川台二丁目、市川台三丁目、市川橋通一丁目、市川橋通二丁目、市之郷、市之郷町一丁目、市之郷町二丁目、市之郷町三丁目、市之郷町四丁目、伊伝居、威徳寺町、井ノ口、今宿、岩端町、魚町、打越、梅ヶ枝町、梅ヶ谷町、駅前町、太市中、大塩町、大塩町汐咲一丁目、大塩町汐咲二丁目、大塩町汐咲三丁目、大塩町宮前、大津区恵美酒町一丁目、大津区恵美酒町二丁目、大津区大津町一丁目、大津区大津町二丁目、大津区大津町三丁目、大津区大津町四丁目、大津区勘兵衛町一丁目、大津区勘兵衛町二丁目、大津区勘兵衛町三丁目、大津区勘兵衛町四丁目、大津区勘兵衛町五丁目、大津区北天満町、大津区吉美、大津区新町一丁目、大津区新町二丁目、大津区天神町一丁目、大津区天神町二丁目、大津区天満、大津区長松、大津区西土井、大津区平松、大津区真砂町、大野町、岡田、岡町、奥山、鍵町、柿山伏、鍛冶町、片田町、刀出、刀出栄立町、勝原区朝日谷、勝原区大谷、勝原区勝原町、勝原区勝山町、勝原区熊見、勝原区下太田、勝原区宮田、勝原区山戸、勝原区丁、金屋町、兼田、上大野一丁目、上大野二丁目、上大野三丁目、上大野四丁目、上大野五丁目、上大野六丁目、上大野七丁目、上片町、上手野、神屋町、神屋町一丁目、神屋町二丁目、神屋町三丁目、神屋町四丁目、神屋町五丁目、神屋町六丁目、亀井町、亀山、亀山一丁目、亀山二丁目、川西、川西台、神田町一丁目、神田町二丁目、神田町三丁目、神田町四丁目、北今宿一丁目、北今宿二丁目、北今宿三丁目、北新在家一丁目、北新在家二丁目、北新在家三丁目、北原、北平野一丁目、北平野二丁目、北平野三丁目、北平野四丁目、北平野五丁目、北平野六丁目、北平野奥垣内、北平野台町、北平野南の町、北八代一丁目、北八代二丁目、北夢前台一丁目、北夢前台二

丁目、木場、木場十八反町、木場前中町、木場前七反町、京口町、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、楠町、久保町、栗山町、車崎一丁目、車崎二丁目、車崎三丁目、景福寺前、国府寺町、五軒邸一丁目、五軒邸二丁目、五軒邸三丁目、五軒邸四丁目、小姓町、琴岡町、古二階町、河間町、呉服町、米屋町、小利木町、五郎右衛門邸、紺屋町、西庄、材木町、幸町、堺町、坂田町、坂元町、定元町、三左衛門堀西の町、三左衛門堀東の町、三条町一丁目、三条町二丁目、塩町、飾磨区英賀、飾磨区英賀春日町一丁目、飾磨区英賀春日町二丁目、飾磨区英賀清水町一丁目、飾磨区英賀清水町二丁目、飾磨区英賀清水町三丁目、飾磨区英賀西町一丁目、飾磨区英賀西町二丁目、飾磨区英賀西町三丁目、飾磨区英賀東町一丁目、飾磨区英賀東町二丁目、飾磨区英賀保駅前町、飾磨区英賀宮台、飾磨区英賀宮町一丁目、飾磨区英賀宮町二丁目、飾磨区阿成、飾磨区阿成植木、飾磨区阿成鹿古、飾磨区阿成下垣内、飾磨区阿成中垣内、飾磨区阿成渡場、飾磨区今在家、飾磨区今在家二丁目、飾磨区今在家三丁目、飾磨区今在家四丁目、飾磨区今在家五丁目、飾磨区今在家六丁目、飾磨区今在家七丁目、飾磨区今在家北一丁目、飾磨区今在家北二丁目、飾磨区今在家北三丁目、飾磨区入船町、飾磨区恵美酒、飾磨区大浜、飾磨区粕谷新町、飾磨区構、飾磨区構一丁目、飾磨区構二丁目、飾磨区構三丁目、飾磨区構四丁目、飾磨区構五丁目、飾磨区鎌倉町、飾磨区上野田一丁目、飾磨区上野田二丁目、飾磨区上野田三丁目、飾磨区上野田四丁目、飾磨区上野田五丁目、飾磨区上野田六丁目、飾磨区龜山、飾磨区加茂、飾磨区加茂北、飾磨区加茂東、飾磨区加茂南、飾磨区御幸、飾磨区栄町、飾磨区三和町、飾磨区思案橋、飾磨区清水、飾磨区清水一丁目、飾磨区清水二丁目、飾磨区清水三丁目、飾磨区下野田一丁目、飾磨区下野田二丁目、飾磨区下野田

丁目、書写台三丁目、白国、白国一丁目、白国二丁目、白国三丁目、白国四丁目、白国五丁目、白浜町、白浜町宇佐崎北一丁目、白浜町宇佐崎北二丁目、白浜町宇佐崎北三丁目、白浜町宇佐崎中一丁目、白浜町宇佐崎中二丁目、白浜町宇佐崎中三丁目、白浜町宇佐崎南一丁目、白浜町宇佐崎南二丁目、白浜町神田一丁目、白浜町神田二丁目、白浜町寺家一丁目、白浜町寺家二丁目、白浜町灘浜、白銀町、城見台一丁目、城見台二丁目、城見台三丁目、城見台四丁目、城見町、新在家、新在家一丁目、新在家二丁目、新在家三丁目、新在家四丁目、新在家中の町、新在家本町一丁目、新在家本町二丁目、新在家本町三丁目、新在家本町四丁目、新在家本町五丁目、新在家本町六丁目、神和町、菅生台、総社本町、大黒竜丁町、大寿台一丁目、大寿台二丁目、大善町、田井台、高岡新町、高尾町、鷹匠町、竹田町、龍野町一丁目、龍野町二丁目、龍野町三丁目、龍野町四丁目、龍野町五丁目、龍野町六丁目、立町、田寺一丁目、田寺二丁目、田寺三丁目、田寺四丁目、田寺五丁目、田寺六丁目、田寺七丁目、田寺八丁目、田寺東一丁目、田寺東二丁目、田寺東三丁目、田寺東四丁目、田寺山手町、玉手、玉手一丁目、玉手二丁目、玉手三丁目、玉手四丁目、地内町、中地、中地南町、町田、町坪、町坪南町、千代田町、継、佃町、辻井一丁目、辻井二丁目、辻井三丁目、辻井四丁目、辻井五丁目、辻井六丁目、辻井七丁目、辻井八丁目、辻井九丁目、土山一丁目、土山二丁目、土山三丁目、土山四丁目、土山五丁目、土山六丁目、土山七丁目、土山東の町、手柄、手柄一丁目、手柄二丁目、天神町、東郷町、同心町、豆腐町、砥堀、苦編、苦編南一丁目、苦編南二丁目、豊沢町、豊富町甲丘一丁目、豊富町甲丘二丁目、豊富町甲丘三丁目、豊富町甲丘四丁目、豊富町神谷、豊富町豊富、豊富町御蔭、名古山町、南条、南条一丁目、南条二丁目、南

条三丁目、二階町、西今宿一丁目、西今宿二丁目、西今宿三丁目、西今宿四丁目、西今宿五丁目、西今宿六丁目、西今宿七丁目、西今宿八丁目、西今宿前町、西新在家一丁目、西新在家二丁目、西新在家三丁目、西新町、西大寿台、西中島、西二階町、西延末、西八代町、西夢前台一丁目、西夢前台二丁目、西夢前台三丁目、西脇、仁豊野、農人町、南畝町、南畝町一丁目、南畝町二丁目、野里、野里上野町一丁目、野里上野町二丁目、野里慶雲寺前町、野里新町、野里月丘町、野里寺町、野里中町、野里東同心町、野里東町、野里堀留町、野里大和町、延末、延末一丁目、白鳥台一丁目、白鳥台二丁目、白鳥台三丁目、博労町、橋之町、花影町一丁目、花影町二丁目、花影町三丁目、花影町四丁目、花田町一本松、花田町小川、花田町加納原田、花田町上原田、花田町高木、花田町勅旨、林田町大堤、林田町奥佐見、林田町上伊勢、林田町上構、林田町口佐見、林田町久保、林田町下伊勢、林田町下構、林田町新町、林田町中構、林田町中山下、林田町林田、林田町林谷、林田町松山、林田町六九谷、林田町八幡、林田町山田、東今宿一丁目、東今宿二丁目、東今宿三丁目、東今宿四丁目、東今宿五丁目、東今宿六丁目、東今宿前町、東辻井一丁目、東辻井二丁目、東辻井三丁目、東辻井四丁目、東延末一丁目、東延末二丁目、東延末三丁目、東延末四丁目、東延末五丁目、東山、東夢前台一丁目、東夢前台二丁目、東夢前台三丁目、日出町一丁目、日出町二丁目、日出町三丁目、平野町、広畑区吾妻町一丁目、広畑区吾妻町二丁目、広畑区吾妻町三丁目、広畑区大町一丁目、広畑区大町二丁目、広畑区大町三丁目、広畑区蒲田、広畑区蒲田一丁目、広畑区蒲田二丁目、広畑区蒲田三丁目、広畑区蒲田四丁目、広畑区蒲田五丁目、広畑区北河原町、広畑区北野町一丁目、広畑区北野町二丁目、広畑区京見町、広畑区小坂、広畑区小松町

一丁目、広烟区小松町二丁目、広烟区小松町三丁目、広烟区小松町四丁目、広烟区才、広烟区清水町一丁目、広烟区清水町二丁目、広烟区清水町三丁目、広烟区城山町、広烟区末広町一丁目、広烟区末広町二丁目、広烟区末広町三丁目、広烟区正門通一丁目、広烟区正門通二丁目、広烟区正門通三丁目、広烟区正門通四丁目、広烟区高浜町一丁目、広烟区高浜町二丁目、広烟区高浜町三丁目、広烟区高浜町四丁目、広烟区鶴町一丁目、広烟区鶴町二丁目、広烟区長町一丁目、広烟区長町二丁目、広烟区西蒲田、広烟区西夢前台四丁目、広烟区西夢前台五丁目、広烟区西夢前台六丁目、広烟区西夢前台七丁目、広烟区西夢前台八丁目、広烟区則直、広烟区早瀬町一丁目、広烟区早瀬町二丁目、広烟区早瀬町三丁目、広烟区東新町一丁目、広烟区東新町二丁目、広烟区東新町三丁目、広烟区東夢前台四丁目、広烟区富士町、広烟区本町一丁目、広烟区本町二丁目、広烟区本町三丁目、広烟区本町四丁目、広烟区本町五丁目、広烟区本町六丁目、広烟区夢前町一丁目、広烟区夢前町二丁目、広烟区夢前町三丁目、広烟区夢前町四丁目、広峰一丁目、広峰二丁目、広嶺山、福居町、福沢町、福中町、福本町、藤ヶ台、双葉町、船丘町、船津町、船橋町二丁目、船橋町三丁目、船橋町四丁目、船橋町五丁目、船橋町六丁目、別所町家具町、別所町北宿、別所町小林、別所町佐土、別所町佐土一丁目、別所町佐土二丁目、別所町佐土三丁目、別所町佐土新、別所町別所、別所町別所一丁目、別所町別所二丁目、別所町別所三丁目、別所町別所四丁目、別所町別所五丁目、北条、北条一丁目、北条梅原町、北条口一丁目、北条口二丁目、北条口三丁目、北条口四丁目、北条口五丁目、北条永良町、北条宮の町、保城、坊主町、峰南町、本町、増位新町一丁目、増位新町二丁目、増位本町一丁目、増位本町二丁目、的形町福泊、的形町の形、丸尾町、御国野町

国分寺、御国野町御着、御国野町西御着、御国野町深志野、
神子岡前一丁目、神子岡前二丁目、神子岡前三丁目、神子岡
前四丁目、御立北一丁目、御立北二丁目、御立北三丁目、御
立北四丁目、御立中一丁目、御立中二丁目、御立中三丁目、
御立中四丁目、御立中五丁目、御立中六丁目、御立中七丁目
、御立中八丁目、御立西一丁目、御立西二丁目、御立西三丁
目、御立西四丁目、御立西五丁目、御立西六丁目、御立東一
丁目、御立東二丁目、御立東三丁目、御立東四丁目、御立東
五丁目、御立東六丁目、緑台一丁目、緑台二丁目、南今宿、
南駅前町、南車崎一丁目、南車崎二丁目、南新在家、南町、
南八代町、宮上町一丁目、宮上町二丁目、宮西町一丁目、宮
西町二丁目、宮西町三丁目、宮西町四丁目、睦町、元塩町、
元町、八家、八木町、八代、八代東光寺町、八代本町一丁目
、八代本町二丁目、八代緑ヶ丘町、八代宮前町、安田一丁目
、安田二丁目、安田三丁目、安田四丁目、柳町、山田町北山
田、山田町多田、山田町西山田、山田町牧野、山田町南山田
、山野井町、山畑新田、山吹一丁目、山吹二丁目、吉田町、
米田町、余部区上川原、余部区上余部、余部区下余部、六角
、若菜町一丁目、若菜町二丁目、綿町

第十二区

姫路市

第十一区に属しない区域

相生市

赤穂市

宍粟市

たつの市

神崎郡

揖保郡

赤穂郡

佐用郡

奈良県

第一区

奈良市

本庁管内

奈良市西部出張所管内

奈良市北部出張所管内

奈良市東部出張所管内

奈良市月ヶ瀬行政センター管内

第二区

奈良市

第一区に属しない区域

大和郡山市

天理市

生駒市

山辺郡

生駒郡

第三区

大和高田市

御所市

香芝市

葛城市

磯城郡

北葛城郡

第四区

橿原市

桜井市

五條市

宇陀市

東伯郡	八頭郡	岩美郡	倉吉市	鳥取市	第一区	鳥取県	東牟婁郡	西牟婁郡	日高郡	有田郡	新宮市	田辺市	御坊市	第三区	伊都郡	海草郡	岩出市	紀の川市	有田市	橋本市	海南市	第二区	和歌山市	第一区	和歌山県	吉野郡	高市郡	宇陀郡
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-----

三朝町
第二区

米子市
境港市

東伯郡

湯梨浜町

琴浦町

北栄町

西伯郡

日野郡

島根県

第一区

松江市

出雲市

平田支所管内

安来市

雲南市

雲南市大東総合センター管内

雲南市加茂総合センター管内

雲南市木次総合センター管内

仁多郡

隠岐郡

第二区

浜田市

出雲市

第一区に属しない区域

益田市

大田市

江津市

第一区に属しない区域

邑智郡

岡山県

岡山市

本庁管内（祇園、後楽園、中原及び牟佐に属する区域を除く。）

北區役所建部支所管内

南
区

青江六丁目、あけぼの町、泉田、泉田一丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁目、海岸通二丁目、古新田、市場一丁目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、新福二丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曾根、立川町、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、東畦、平福一丁目、平福二丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東

二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、
福浜西町、福吉町、藤田、松浜町、万倍、箕島、三浜町一
丁目、三浜町二丁目、山田、米倉、若葉町

加賀郡

吉備中央町

本庁管内

広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、
上野、竹部、上田東、細田、三納谷、上田西、円城、案
田、高富、神瀬、船津、小森

吉備中央町役場井原出張所管内

第二区

岡山市

北区

第一区に属しない区域

中区

東区

本庁管内

南区

第一区に属しない区域

玉野市

瀬戸内市

第三区

岡山市

東区

第二区に属しない区域

津山市

備前市

赤磐市

真庭市

本庁管内

真庭市蒜山振興局管内

真庭市落合支局管内

真庭市勝山支局管内

真庭市美甘支局管内

真庭市湯原支局管内

美作市

和气郡

真庭郡

苫田郡

勝田郡

英田郡

久米郡

第四区

倉敷市

本庁管内

倉敷市児島支所管内

倉敷市玉島支所管内

倉敷市水島支所管内

倉敷市庄支所管内

倉敷市茶屋町支所管内

都窪郡

第五区

倉敷市

第四区に属しない区域

笠岡市

井原市

総社市

高梁市

新見市
真庭市

第三区に属しない区域

浅口市

浅口郡

小田郡

加賀郡

吉備中央町

第一区に属しない区域

広島県

第一区

広島市

中区

東区

南区

第二区

広島市

西区

佐伯区

大竹市

廿日市市

江田島市

本庁管内

江田島市沖美支所管内

江田島市大柿支所管内

江田島市鹿川出張所管内

江田島市高田出張所管内

第三区

広島市

安佐南区

安佐北区

安芸高田市

山県郡

第四区

広島市

安芸区

三原市

三原市大和支所管内

東広島市

本庁管内

東広島市八本松出張所管内

東広島市志和出張所管内

東広島市高屋出張所管内

東広島市黒瀬支所管内

東広島市福富支所管内

東広島市豊栄支所管内

東広島市河内支所管内

第五区

安芸郡

呉市

竹原市

三原市

三原市本郷支所管内

尾道市

尾道市役所瀬戸田支所管内

東広島市

東広島市

江田島市

第二区に属しない区域

豊田郡

第六区

三原市

第四区及び第五区に属しない区域

尾道市

第五区に属しない区域

府中市

三次市

庄原市

世羅郡

神石郡

第七区

福山市
山口県

第一区

山口市

山口市山口総合支所管内

山口市小郡総合支所管内

山口市秋穂総合支所管内

山口市阿知須総合支所管内

山口市徳地総合支所管内

防府市

周南市

本庁管内

周南市新南陽総合支所管内

周南市鹿野総合支所管内

周南市櫛浜支所管内

周南市鼓南支所管内

第二区

周南市久米支所管内
周南市菊川支所管内
周南市夜市支所管内
周南市戸田支所管内
周南市湯野支所管内
周南市大津島支所管内
周南市向道支所管内
周南市長穂支所管内
周南市須々万支所管内
周南市中須支所管内
周南市須金支所管内

下松市
岩国市
光市
柳井市
周南市

第一区に属しない区域

大島郡
玖珂郡
熊毛郡

第三区

宇部市
山口市

第一区に属しない区域

萩市
美祢市
山陽小野田市
阿武郡

第四区

下関市
長門市

第一区

徳島県

徳島市

小松島市

阿南市

勝浦郡

名東郡

名西郡

那賀郡

海部郡

第二区

鳴門市

吉野川市

阿波市

美馬市

三好市

板野郡

美馬郡

三好郡

香川県

第一区

高松市

本庁管内

山田支所管内

鶴尾出張所管内

太田出張所管内

木太出張所管内	古高松出張所管内	屋島出張所管内	前田出張所管内	川添出張所管内	林出張所管内	三谷出張所管内	仏生山出張所管内	香西出張所管内	一宮出張所管内	多肥出張所管内	川岡出張所管内	円座出張所管内	檀紙出張所管内	弦打出出張所管内	鬼無出張所管内	下笠居出張所管内	女木出張所管内	男木出張所管内	小豆郡	香川郡	第二区	高松市	第一区に属しない区域	丸亀市	綾歌市民総合センター管内	飯山市民総合センター管内	坂出市	さぬき市
---------	----------	---------	---------	---------	--------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	----------	---------	---------	-----	-----	-----	-----	------------	-----	--------------	--------------	-----	------

東かがわ市

木田郡

綾歌郡

第三区

丸亀市

第二区に属しない区域

善通寺市

観音寺市

三豊市

仲多度郡

愛媛県

第一区

松山市

本庁管内

桑原支所管内

道後支所管内

味生支所管内

生石支所管内

垣生支所管内

三津浜支所管内

久枝支所管内

潮見支所管内

和気支所管内

堀江支所管内

余土支所管内

興居島支所管内

久米支所管内

湯山支所管内

伊台支所管内

第一区	高知県										
第二区											
松山市											
第一区に属しない区域											
今治市											
東温市											
越智郡											
上浮穴郡											
伊予郡											
第三区											
新居浜市											
西条市											
四国中央市											
第四区											
宇和島市											
八幡浜市											
大洲市											
伊予市											
西予市											
喜多郡											
西宇和郡											
北宇和郡											
南宇和郡											

高知市

上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稻荷町、若松町、高埴、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、栄田町一丁目、栄田町二丁目、栄田町三丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木

町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、
福井扇町、福井東町、池、仁井田、種崎、十津一丁目、十津
二丁目、十津三丁目、十津四丁目、十津五丁目、十津六丁目
、吸江、五台山、屋頭、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛
島三丁目、葛島四丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、
高須新町三丁目、高須新町四丁目、高須砂地、高須本町、高
須新木、高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目、高須東町、
高須西町、高須絶海、高須大谷、高須大島、布師田、一宮、
薊野、重倉、久礼野、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、薊
野西町三丁目、薊野北町一丁目、薊野北町二丁目、薊野北町
三丁目、薊野北町四丁目、薊野東町、薊野中町、薊野南町、
一宮西町一丁目、一宮西町二丁目、一宮西町三丁目、一宮西
町四丁目、一宮しなね一丁目、一宮しなね二丁目、一宮南町
一丁目、一宮南町二丁目、一宮中町一丁目、一宮中町二丁目
、一宮中町三丁目、一宮東町一丁目、一宮東町二丁目、一宮
東町三丁目、一宮東町四丁目、一宮東町五丁目、一宮徳谷、
愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北
秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井
二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万
、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、
円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一丁目、
みづき二丁目、みづき三丁目、みづき山、大津甲、大津乙、
介良甲、介良乙、介良丙、介良、潮見台一丁目、潮見台二丁
目、潮見台三丁目、鏡大河内、鏡小浜、鏡大利、鏡今井、鏡
草峰、鏡白岩、鏡狩山、鏡吉原、鏡的渕、鏡去坂、鏡竹奈路
、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡増原、鏡葛山、鏡梅ノ木
、鏡小山、土佐山菖蒲、土佐山西川、土佐山梶谷、土佐山、
土佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都網、土佐山弘瀬、土佐山
東川、土佐山中切

城南区	南区	中央区	福岡市	第二区	博多区	東区	福岡市	第一区	福岡県	幡多郡	高岡郡	吾川郡	四十万市	土佐清水市	宿毛市	須崎市	土佐市	第一区に属しない区域	高知市	第二区	土佐郡	長岡郡	安芸郡	香美市	香南市	南国市	安芸市	室戸市
-----	----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-------	-----	-----	-----	------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

八女市	柳川市	大牟田市	第七区	三潞郡	三井郡	うきは市	小郡市	大川市	久留米市	第六区	朝倉郡	筑紫郡	朝倉市	太宰府市	大野城市	春日市	筑紫野市	第五区	糟屋郡	福津市	古賀市	宗像市	第四区	糸島市	西区	早良区	福岡市	第三区

京都郡	田川郡	豊前市	行橋市	田川市	第十一区				北九州市	第十区				戸畑区	八幡西区	八幡東区	若松区	北九州市	第九区				嘉穂郡	鞍手郡	遠賀郡	嘉麻市	宮若市	中間市	飯塚市	直方市	第八区				八女郡	みやま市	筑後市
-----	-----	-----	-----	-----	------	--	--	--	------	-----	--	--	--	-----	------	------	-----	------	-----	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--	--	--	-----	------	-----

築上郡

佐賀県

第一区

佐賀市

鳥栖市

神埼市

神埼郡

三養基郡

第二区

唐津市

多久市

伊万里市

武雄市

鹿島市

小城市

嬉野市

東松浦郡

西松浦郡

杵島郡

藤津郡

長崎県

第一区

長崎市

本庁管内

小倉支所管内

土井首支所管内

小神支所管内

西浦上支所管内

福田支所管内

深堀支所管内

日見支所管内

茂木支所管内

式見支所管内

東長崎支所管内

三重支所管内

香焼行政センター管内

伊王島行政センター管内

高島行政センター管内

野母崎行政センター管内

三和行政センター管内

第二区

長崎市

第一区に属しない区域

島原市

諫早市

西海市

雲仙市

南島原市

西彼杵郡

第三区

佐世保市

佐世保市役所早岐支所管内

佐世保市役所三川内支所管内

佐世保市役所宮支所管内

大村市

対馬市

壱岐市

五島市

東彼杵郡

南松浦郡

第四区

佐世保市

第三区に属しない区域

平戸市

松浦市

北松浦郡

熊本県

第一区

熊本市

中央区

安政町、井川淵町、出水一丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、板屋町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、内坪井町、江津二丁目、大江本町、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、岡田町、帶山一丁目、帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、帶山五丁目、帶山六丁目、帶山七丁目、帶山八丁目、帶山九丁目、鍛冶屋町、上鍛冶屋町、上京塚町、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、上通町、上林町、辛島町、川端町、河原町、北千反畑町、京町本丁、京町一丁目、京町二丁目、草葉町、九品寺一丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、黒髪一丁目、黒髪二丁目、黒髪三丁目、黒髪四丁目、黒髪五丁目、黒髪六丁目、黒髪七丁目、黒髪八丁目、神水本町、神水一丁目、神水二丁目、慶徳堀町、紺屋阿弥陀寺町、紺屋今町、紺屋町一丁目、紺屋町二丁目、紺屋町三丁目、子飼本町、国府本町、国府一丁目、国府二丁目、国府三

丁目、国府四丁目、小沢町、古城町、壺川一丁目、壺川二丁目、湖東一丁目、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、米屋町一丁目、米屋町二丁目、米屋町三丁目、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、桜町、三郎一丁目、島崎一丁目、下通一丁目、下通二丁目、城東町、新大江一丁目、新大江二丁目、新大江三丁目、新鍛冶屋町、新市街、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、新屋敷三丁目、水前寺公園、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水道町、菅原町、船場町下一丁目、船場町二丁目、船場町三丁目、段山本町、千葉城町、中央街、坪井一丁目、坪井二丁目、坪井三丁目、坪井四丁目、坪井五丁目、坪井六丁目、手取本町、通町、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、中唐人町、西阿弥陀寺町、西子飼町、西唐人町、二の丸、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、花畑町、東阿弥陀寺町、東京塚町、東子飼町、古桶屋町、古川町、古京町、古大工町、保田窪一丁目、保田窪二丁目、本丸、松原町、南千反畑町、南坪井町、宮内、妙体寺町、室園町、葉園町、山崎町、横紺屋町、万町一丁目、万町二丁目、練兵町

東
区

西
区

池亀町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、京町本丁、津浦町、出町、稗田町

北
区

麻生田一丁目、麻生田二丁目、麻生田三丁目、麻生田四丁

目、麻生田五丁目、改寄町、池田三丁目、和泉町、兔谷一丁目、兔谷二丁目、兔谷三丁目、打越町、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、大鳥居町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、楠野町、黒髪町大字坪井、黒髪七丁目、小糸山町、清水岩倉一丁目、清水岩倉二丁目、清水岩倉三丁目、清水亀井町、清水新地一丁目、清水新地二丁目、清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水新地五丁目、清水新地六丁目、清水新地七丁目、清水東町、清水本町、清水町大字打越、清水町大字松崎、清水町大字室園、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、下硯川町、下硯川一丁目、下硯川二丁目、硯川町、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、龍田陳内一丁目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内四丁目、龍田町弓削、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田九丁目、太郎迫町、津浦町、鶴羽田町、鶴羽田一丁目、鶴羽田二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、鶴羽田五丁目、徳王町、徳王一丁目、徳王二丁目、西梶尾町、榆木一丁目、榆木二丁目、榆木三丁目、榆木四丁目、榆木五丁目、榆木六丁目、乗越ヶ丘、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、八景水谷四丁目、飛田町、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、万楽寺町、貢町、武蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目、武蔵ヶ丘四丁目、武蔵ヶ丘五丁目、武蔵ヶ丘六丁目、武蔵ヶ丘七丁目、武蔵ヶ丘八丁目、武蔵ヶ丘九丁目、室園町、明德町、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室

第二区

五丁目、山室六丁目、四方寄町、立福寺町

熊本市

中央区

第一区に属しない区域

西区

第一区に属しない区域

南区

会富町、荒尾町、荒尾一丁目、荒尾二丁目、荒尾三丁目、
出仲間一丁目、出仲間二丁目、出仲間三丁目、出仲間四丁
目、出仲間五丁目、出仲間六丁目、出仲間七丁目、出仲間
八丁目、出仲間九丁目、今町、海路口町、薄場町、薄場一
丁目、薄場二丁目、薄場三丁目、内田町、江越一丁目、江
越二丁目、奥古閑町、上ノ郷一丁目、上ノ郷二丁目、刈草
一丁目、刈草二丁目、刈草三丁目、川口町、川尻一丁目、
川尻二丁目、川尻三丁目、川尻四丁目、川尻五丁目、川尻
六丁目、幸田一丁目、幸田二丁目、合志一丁目、合志二丁
目、合志三丁目、合志四丁目、護藤町、島町一丁目、島町
二丁目、島町三丁目、島町四丁目、島町五丁目、十禅寺二
丁目、十禅寺三丁目、白石町、白藤一丁目、白藤二丁目、
白藤三丁目、白藤四丁目、白藤五丁目、砂原町、錢塘町、
田井島一丁目、田井島二丁目、田井島三丁目、田迎町大字
田井島、田迎町大字良町、田迎一丁目、田迎二丁目、田迎
三丁目、田迎四丁目、田迎五丁目、田迎六丁目、近見町、
近見一丁目、近見二丁目、近見三丁目、近見四丁目、近見
五丁目、近見六丁目、近見七丁目、近見八丁目、近見九丁
目、土河原町、鳶町一丁目、鳶町二丁目、中無田町、並建
町、野口町、野口一丁目、野口二丁目、野口三丁目、野口
四丁目、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、畠口町、

阿蘇郡	菊池郡	合志市	阿蘇市	菊池市	山鹿市	第一区に属しない区域		熊本市	北區	第三區	玉名郡	玉名市	荒尾市	八王寺町、八分字町、浜口町、日吉一丁目、日吉二丁目、平田一丁目、平田二丁目、平成一丁目、平成二丁目、孫代町、馬渡一丁目、馬渡二丁目、美登里町、南高江町、南高江一丁目、南高江二丁目、南高江三丁目、南高江四丁目、南高江五丁目、南高江六丁目、南高江七丁目、御幸木部町、御幸木部一丁目、御幸木部二丁目、御幸木部三丁目、御幸西無田町、御幸西一丁目、御幸西二丁目、御幸西三丁目、御幸西四丁目、御幸笛田町、御幸笛田一丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田四丁目、御幸笛田五丁目、御幸笛田六丁目、御幸笛田七丁目、御幸笛田八丁目、無田口町、元三町、元三町一丁目、元三町二丁目、元三町三丁目、元三町四丁目、元三町五丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、八幡七丁目、八幡八丁目、八幡九丁目、八幡十丁目、八幡十一丁目、良町一丁目、良町二丁目、良町三丁目、良町四丁目、良町五丁目、流通団地一丁目、流通団地二丁目
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------------	--	-----	----	-----	-----	-----	-----	--

上益城郡

山都町

山都町蘇陽総合支所管内

第四区

熊本市

南区

第二区に属しない区域

天草市

宇土市

上天草市

宇城市

上益城郡

御船町

嘉島町

益城町

甲佐町

山都町

天草郡

第五区

八代市

人吉市

水俣市

下益城郡

八代郡

葦北郡

球磨郡

第一区

大分県

大分市

本庁管内

鶴崎支所管内

大南支所管内

植田支所管内（大字廻栖野（六百十八番地から七百四十七番地二まで、八百三十番地から八百三十二番地一まで、八百三十三番地一、八百三十三番地三から八百三十六番地三まで、八百三十八番地一から八百三十八番地二まで、八百四十一番地、千五百八十七番地、千五百九十一番地から千六百十八番地まで及び千六百二十番地に限る。）に属する区域を除く。）

大在支所管内

坂ノ市支所管内

明野出張所管内

第二区

大分市

第一区に属しない区域

日田市

佐伯市

臼杵市

津久見市

竹田市

豊後大野市

由布市

玖珠郡

第三区

別府市

中津市

豊後高田市

伊敷支所管内	本庁管内	鹿兒島市	第一区		鹿兒島県	西諸県郡	北諸県郡	えびの市	串間市	小林市	日南市	都城市	第三区		西臼杵郡	東臼杵郡	児湯郡	西都市	日向市	延岡市	第二区		東諸県郡	宮崎市	第一区		宮崎県	速見郡	東国東郡	国東市	宇佐市	杵築市

東桜島支所管内

吉野支所管内

吉田支所管内

桜島支所管内

鹿児島郡

第二区

鹿児島市

谷山支所管内

喜入支所管内

指宿市

奄美市

南九州市

頤娃支所管内

大島郡

第三区

鹿児島市

第一区及び第二区に属しない区域

枕崎市

薩摩川内市

日置市

いちき串木野市

南さつま市

南九州市

第二区に属しない区域

薩摩郡

第四区

阿久根市

出水市

霧島市

第三区	中頭郡	浦添市	宜野湾市	第二区	久米島町	北大東村	南大東村	渡名喜村	栗国村	座間味村	渡嘉敷村	島尻郡	那覇市	第一区	沖繩県	熊毛郡	肝属郡	曾於郡	志布志市	曾於市	垂水市	西之表市	鹿屋市	第五区	始良郡	出水郡	始良市	伊佐市

名護市
 沖縄市
 うるま市
 国頭郡
 島尻郡
 伊平屋村
 伊是名村

第四区

石垣市
 糸満市
 豊見城市
 宮古島市
 南城市
 島尻郡
 与那原町
 南風原町
 八重瀬町
 宮古郡
 八重山郡

この表中「本庁管内」とは、市町村（指定都市にあつては、区以下同じ。）の区域のうち、支所又は出張所（それぞれ当該市町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。）の所管区域及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域に属しない区域をいう。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同条の規定による改正後の公職選挙法（次条において「新

る人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の公布の日から起算して一月を経過した日（次条及び附則第三条において「一部施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

第二条 第二条の規定による改正後の公職選挙法（次条において「新公職選挙法」という。）の規定は、衆議院議員の選挙について一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「次回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。

（別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い）

第三条 新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十五年三月二十八日（以下この条において「基準日」という。）現在によつたものであつて、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたつて市町村（特別区を含む。）の境界変更（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都

公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（次条において「一部施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

第二条 新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「次回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

市の区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。）があつたときは、一部施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

（今次の改定案に関する特例）

第四条 第三条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。

）第二条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（次項において単に「選挙区」という。）の数は、附則別表で定める数とする。

2 新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によつて行わなければならない。

一 各選挙区の人口は、人口（官報で公示された平成二十二年の国勢調査の結果による確定した人口をいう。以下この項において同じ。）の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の二倍未満であること。

二 選挙区の改定案の作成は、第二条の規定による改正前の公職選挙法（以下この号において「旧公職選挙法」という。）別表第一に掲げる選挙区のうち次に掲げるものについてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り（イに掲げる選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 前号の都道府県の区域内の選挙区

ロ 附則別表に掲げる都道府県の区域内の選挙区の数、旧公職選挙法別表第一における都道府県の区域内の選挙区の数より減少することとなる都道府県の区域内の選挙区

（今次の改定案に関する特例）
第三条 略

2
略

ハ 前号の基準に適合しない選挙区	ニ ハに掲げる選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区
3 新選挙区画定審議会法第四条第一項の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。	3 略
4 政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。	4 略